

りそな年金研究所

企業年金ノート

- 【本 題】 確定拠出年金の税制に関する留意点について～お客さまからのお問合せ事例より～ ……P1
 【コ ラ ム】 確定給付企業年金における非継続基準の改正について ……P6

確定拠出年金の税制に関する留意点について
 ～お客さまからのお問合せ事例より～

1. はじめに

2016（平成 28）年 6 月 3 日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 66 号）により、2017（平成 29）年 1 月から個人型確定拠出年金（個人型 DC/iDeCo）の加入対象が拡大しました。これにより、従来は確定拠出年金（DC）制度の対象外だった公務員や専業主婦（夫）等も個人型 DC に加入できることとなり、ほぼ全ての現役世代に DC の税制優遇措置を活用する道が開かれました。

そこで今回は、DC の税制について改めて整理するとともに、お客さまから特にお問い合わせの多い事例について解説いたします。

2. 確定拠出年金の税制のおさらい

(1) 拠出時の税制

個人型 DC や企業型 DC において加入者自らが拠出する掛金は、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象であるため、課税所得金額を減らし、税負担を軽減する効果があります。所得税は、課税所得金額に応じて段階的に税率が高くなる超過累進課税を採用しているため、課税所得金額が多いほど税負担の軽減効果も大きくなります（図表 1）。一方、住民税（所得割額）は所得金額に関わらず一律 10% です。

なお、課税所得のない専業主婦（夫）等が個人型 DC に加入する場合、所得控除のメリットを享受することはできず、また、掛金を配偶者の所得控除の対象とすることもできませんが、企業型 DC 実施企業を退職したり、再び就職したりする場合、継続的な老後資産形成の受け皿として個人型 DC の有効活用が期待されます。

＜図表 1＞所得控除による税負担の軽減効果

◆課税所得400万円の場合における試算

【例】課税所得400万円の場合

・通常の場合

$$400\text{万円} \times 20\% - 427,500\text{円} = 372,500\text{円}$$

・DCで年額12万円の掛金を自ら拠出した場合

$$(400 - 12)\text{万円} \times 20\% - 427,500\text{円} = 348,500\text{円}$$

※1 住民税も12,000円（掛金額×10%）軽減される。

※2 復興特別所得税は考慮していない。

◆所得税の速算表

| 課税所得金額 | 税率 | 控除額 |
|--------------------|-----|------------|
| 195万円以下 | 5% | — |
| 195万円超 330万円以下 | 10% | 97,500円 |
| 330万円超 695万円以下 | 20% | 427,500円 |
| 695万円超 900万円以下 | 23% | 636,000円 |
| 900万円超 1,800万円以下 | 33% | 1,536,000円 |
| 1,800万円超 4,000万円以下 | 40% | 2,796,000円 |
| 4,000万円超 | 45% | 4,796,000円 |

（注 1）2013（平成 25）年から 2037（平成 49）年まで、所得税額の 2.1% が復興特別所得税として加算される。

（注 2）給与所得者の課税所得金額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「所得控除の額の合計額」を引くことにより確認できる。

個人型 DC の掛金を口座振替により納付する場合、毎年 10 月下旬以降に国民年金基金連合会から郵送される「掛金払込証明書」を、年末調整または確定申告の際に提出して所得税の還付を受けることとなります。一方、個人型 DC の掛金を給与天引きにより納付する場合および企業型 DC のマッチング拠出では、拠出額控除後の残額に応じた所得税額（概算額）を事業主が源泉徴収し、年末調整により過不足税額を精算することが原則となっているため、加入者が自身で手続きを行う必要はありません。

なお、住民税は前年課税（当年の所得額を基準に翌年課税）方式のため、納付方法にかかわらず、掛金を拠出した年の翌年の税額が軽減されることとなります。

(2) 運用時の税制

DC における運用収益（預金利息や投資信託の売却益等）は全額が非課税です。

なお、年金積立金に対して年 1.173% の特別法人税（退職年金等積立金に対する法人税）が課税される定め（法人税法第 83 条等）がありますが、DC 法が施行された 2001（平成 13）年以降、課税停止措置が 2 ～ 3 年毎に繰返し延長されており、2020（平成 32）年 3 月末まで課税停止が継続されます。また、改正法の可決に際し、国会では「特別法人税廃止の検討を行うこと」が付帯決議されています。

(3) 受給時の税制

① 老齢給付金（年金で受給する場合）

DC の老齢給付金を年金で受け取る場合は、公的年金や企業年金等の受給額と合算し、雑所得として課税されますが、年齢および公的年金等の収入金額に応じて「公的年金等控除」が適用されます（図表 2）。

② 老齢給付金（一時金で受給する場合）

DC の老齢給付金を一時金で受け取る場合は、勤務先から支給される退職一時金等と合算し、退職所得として他の所得とは分離して課税されますが、退職所得には勤続年数に応じた退職所得控除の適用があり、退職所得控除額を超過した金額の 2 分の 1 が課税対象となります（図表 3）。DC では、加入年数を勤続年数に読み替えますが、拠出の中断期間（運用指図者期間）は加入年数（勤続年数）には含めません。

③ 障害給付金（年金・一時金）

DC の障害給付金は、年金・一時金いずれで受け取る場合も非課税です。

④ 死亡一時金

DC の死亡一時金は遺族に相続税が課税されますが、500 万円×法定相続人の数までは非課税です。非課税限度額を超えた額は、他の相続財産と合算して相続税の基礎控除額（3,000 万円+ 600 万円×法定相続人の数）までは非課税です。なお、死亡時の受給方法は一時金に限られ、年金では受給できません。

< 図表 2 > 公的年金等控除のしくみ

$$\text{雑所得} = \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

◆公的年金等控除

| 年 齢 | ①公的年金等の収入金額 | ②公的年金等控除額 |
|-------|---------------|---------------|
| 65歳以上 | 330万円以下 | 120万円 |
| | 330万円超410万円以下 | ①×25%+ 37.5万円 |
| | 410万円超770万円以下 | ①×15%+ 78.5万円 |
| | 770万円超 | ①× 5%+155.5万円 |
| 65歳未満 | 130万円以下 | 70万円 |
| | 130万円超410万円以下 | ①×25%+ 37.5万円 |
| | 410万円超770万円以下 | ①×15%+ 78.5万円 |
| | 770万円超 | ①× 5%+155.5万円 |

(注) 受給者の年齢の判定は、その年の12月31日時点による。

< 図表 3 > 退職所得控除のしくみ

$$\text{退職所得} = (\text{退職金収入} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

◆退職所得控除

| ①勤続年数 | ②退職所得控除額 |
|-------|-------------------|
| 20年超 | 70万円×(①-20年)+800万 |
| 20年以下 | 40万円×① ※最低80万円 |

(注) 勤続年数は、1年末満の月単位を切り上げ。

3. お客様から問い合わせの多い事例

(1) 拠出時の税制 ～住宅ローン控除の適用を受けている場合～

[Q] 住宅ローン控除の適用により現在の所得税がゼロの場合でも、個人型 DC に加入する（またはマッチング拠出を行う）メリットはあるのでしょうか？

住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）は、住宅ローンを利用して所定の要件を満たす住宅取得を行っ

た場合、住宅ローン残高の一定額を所得税から差し引くしくみです。住宅の種類(一般住宅・長期優良住宅等)や入居を開始した年によって控除限度額は異なりますが、控除額が大きい方は所得税がゼロとなることもあり、この場合は、個人型 DC への加入や企業型 DC でマッチング拠出を行う(以下、「DC への拠出」と総称します)メリットがないように思われるかもしれません。

しかし、DC への拠出額は「所得控除」(課税所得を減額)の対象であるのに対し、住宅ローン控除は「税額控除」(算出された税額を減額)の対象です。所得税・住民税の計算は、収入から所得控除額を差し引いた後の課税所得額に税率を乗じて税額を算出し、その後に税額控除額を差し引くしくみですので、住宅ローン控除の適用を受けている方でも DC に拠出するメリットがあるといえます。

図表 4 の事例では、住宅ローン控除の適用を受けて所得税額がゼロとなっています。DC への拠出により課税所得および算出税額が減少するため、所得税から控除しきれなくなる住宅ローン控除額が増えるものの、その分は住民税から控除できるため、DC への拠出による税の軽減効果は依然として健在です。

＜図表 4＞住宅ローン控除利用者の DC への拠出の効果(試算)

【事例】2014(平成 26)年に住宅ローンを借り入れ、住宅ローン控除の適用を受けている会社員

- ・年収：600 万円
- ・DC への拠出：年額 12 万円
- ・住宅ローン残高(2017 年末)：2,000 万円
- ・その他条件：給与所得控除 174 万円、社会保険料 84 万円、扶養家族は配偶者のみ

| 年収 | DCへの拠出なし | | DCへの拠出あり | |
|---------------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 所得税 | 住民税 | 所得税 | 住民税 |
| 年収 | 6,000,000 | | 6,000,000 | |
| 所得控除 | | | | |
| 給与所得控除 ※1 | ▲1,740,000 | | ▲1,740,000 | |
| 社会保険料控除 | ▲840,000 | | ▲840,000 | |
| 配偶者控除 ※2 | ▲380,000 | ▲330,000 | ▲380,000 | ▲330,000 |
| 基礎控除 ※2 | ▲380,000 | ▲330,000 | ▲380,000 | ▲330,000 |
| 小規模企業共済等掛金控除 | — | | ▲120,000 | |
| 課税所得 | 2,660,000 | 2,760,000 | 2,540,000 | 2,640,000 |
| 算出税額(住宅ローン控除適用前) ※3 | 168,500 | 276,000 | 156,500 | 264,000 |
| 住宅ローン控除額(残高の1%) ※4 | ▲168,500 | ▲31,500 | ▲156,500 | ▲43,500 |
| 所得税・住民税(所得割)額 | 0 | 244,500 | 0 | 220,500 |

DCへの拠出による軽減額 ▲24,000円

※ 1：給与所得控除は、サラリーマンの経費とみなして課税対象から控除するもの。

※ 2：配偶者控除・基礎控除は、所得税と住民税で控除額が異なる。

※ 3：所得税率は図表 1 を参照、住民税(所得割額)は一律 10%。

※ 4：住宅ローン控除額の詳細は、図表 5 を参照。

個々のケースでは同様の効果が得られないこともありえますが、住宅ローン控除の適用により所得税額がゼロの場合でも、DC への拠出を見送ることは早計と言えそうです。住宅ローン返済中の方は、家計に余裕があれば繰上げ返済を行うことも選択肢となりますが、個人型 DC もマッチング拠出も年間の拠出限度額が定められており、早期から無理のない範囲で老後への備えを始めてみると良いでしょう。

なお、2007(平成 19)年に実施された「国から地方への税源移譲」により、所得税が減税となった一方で住民税が増税となったことを受け、控除可能な住宅ローン控除額が減少する事態を避けるため、入居開始年が 2007(平成 19)年または 2008(平成 20)年の場合は、控除期間を 10 年・15 年の選択制とすることにより、所得税が減っても薄く長く控除を受けられるようになりました。入居開始年が 2009(平成 21)年以降の場合は、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額を一定額まで住民税から控除できるよう改定されています(図表 5)。

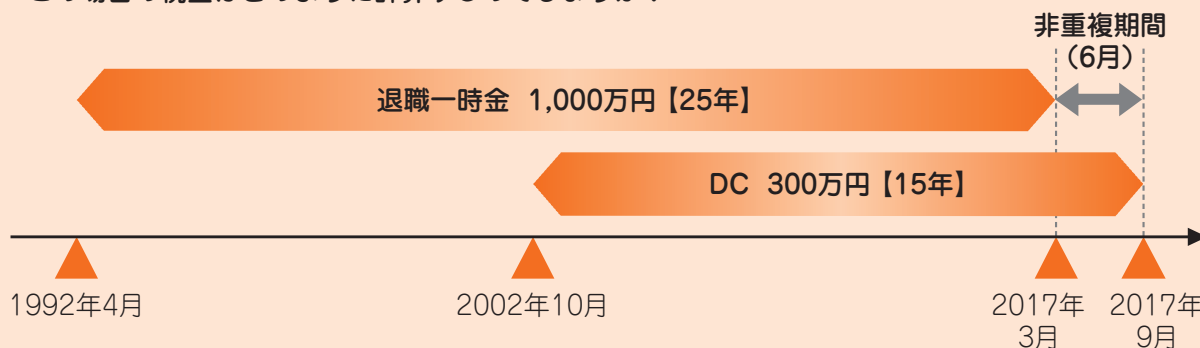
< 図表 5 > 住宅ローン控除の概要（認定住宅〔長期優良住宅・低炭素住宅等〕以外の場合）

| 居住開始年 | 控除期間 | 各年の控除額の計算（控除限度額） | | 住民税からの控除 |
|---|------|---|------------------------------|------------------------------------|
| 2007年 ※控除期間について 10年または15年 のいずれかを選択 | 10年 | 1～6年目 年末残高×1% (25万円) | 7～10年目 年末残高×0.5% (12.5万円) | なし |
| | 15年 | 1～10年目 年末残高×0.6% (15万円) | 11～15年目 年末残高×0.4% (10万円) | |
| 2008年 ※控除期間について 10年または15年 のいずれかを選択 | 10年 | 1～6年目 年末残高×1% (20万円) | 7～10年目 年末残高×0.5% (10万円) | |
| | 15年 | 1～10年目 年末残高×0.6% (12万円) | 11～15年目 年末残高×0.4% (8万円) | |
| 2009年～2010年 | 10年 | 1～10年目 年末残高×1% (50万円) | | 前年課税所得の 5% (9.75万円を 限度)の範囲内 |
| 2011年 | 10年 | 1～10年目 年末残高×1% (40万円) | | |
| 2012年 | 10年 | 1～10年目 年末残高×1% (30万円) | | |
| 2013年～ 2014年3月末 | 10年 | 1～10年目 年末残高×1% (20万円) | | 前年課税所得の 7% (13.65万円 を限度)の範囲内 |
| 2014年4月～ 2021年末 | 10年 | 1～10年目 年末残高×1% (40万円※) ※住宅取得等が特定取得(消費税率8%または10%)に該当しない場合の控除限度額は20万円。 | | |

(2) 受給時の税制 ～退職一時金と DC の老齢一時金を受給するケース～

①退職一時金と DC の老齢一時金を同一年内に受給するケース

【Q】1992年4月から25年間勤めた会社を2017年3月末に退職し、退職一時金1,000万円を受け取りました。また、2002年10月から15年間加入した個人型DCの老齢一時金300万円を2017年9月に受け取りました。この場合の税金はどのように計算するのでしょうか？



退職一時金と DC の老齢一時金を同一年内に受給する場合、退職所得控除額を計算する際の勤続年数は、退職一時金の対象期間と DC の加入期間のうち長い方（本事例では退職一時金の 25 年）を基準としつつ、双方の期間が重複していない期間（本事例では 6 か月）を加算します。

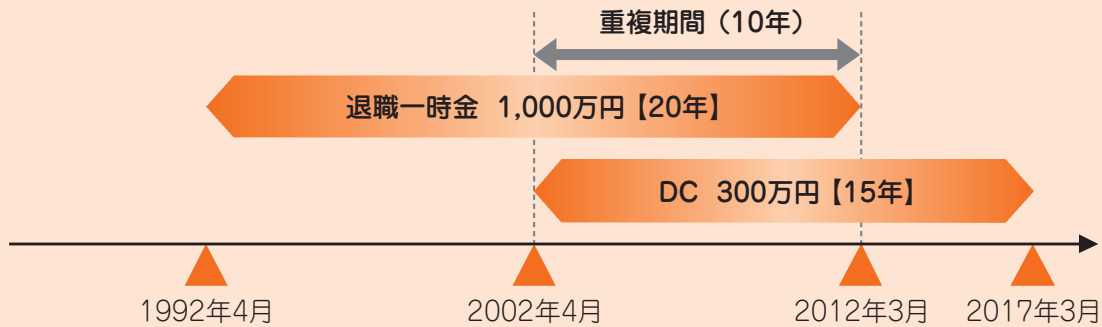
本事例の場合、1992年4月から2017年9月までの26年（25年6か月から1年未満の月数を切上げ）が退職所得控除を計算する際の勤続年数となり、退職一時金および DC の収入金額を合算した金額（1,000万円 + 300万円 = 1,300万円）から、勤続年数26年相当分の退職所得控除額（1,220万円）を差し引いて2分の1を乗じた40万円が課税退職所得金額となります。

【A】退職一時金および DC の老齢一時金を受給する年の税額

- ・退職所得控除額（勤続26年）： 800万円 + 70万円 × (26年 - 20年) = 1,220万円
- ・課税退職所得金額： (1,000万円 + 300万円 - 1,220万円) × 1/2 = 40万円
- ・所得税（復興特別所得税含む）： 40万円 × 5% × 1.021 = 20,420円
- ・住民税： 40万円 × 10% = 40,000円

②退職一時金と DC の老齢一時金を異なる年に受給するケース

【Q】1992年4月から20年間勤めた会社を2012年3月末に退職し、退職一時金1,000万円を受け取りました。また、2002年4月から15年間加入した個人型DCの老齢一時金300万円を2017年3月に受け取りました。この場合の税金はどのように計算するのでしょうか？



DC の老齢一時金を受給する年の前年以前 14 年以内に退職一時金を受給しているケースでは、退職一時金を受給した際に、退職所得控除額を使い切っているか否かで計算が異なります。

本事例は、勤続 20 年の退職所得控除額 800 万円に対し、退職一時金額が 1,000 万円となっているため、退職所得控除額を使い切っている事例です。この場合、次の（ア）から（イ）を差し引いた金額が DC 受給時の退職所得控除額となります。

（ア）DC の加入期間（15 年）に応じた退職所得控除額（40 万円×15 年＝600 万円）

（イ）「DC の加入期間と重複している退職一時金の支給対象期間」（10 年）を勤続年数とみなして求めた退職所得控除額（40 万円×10 年＝400 万円）

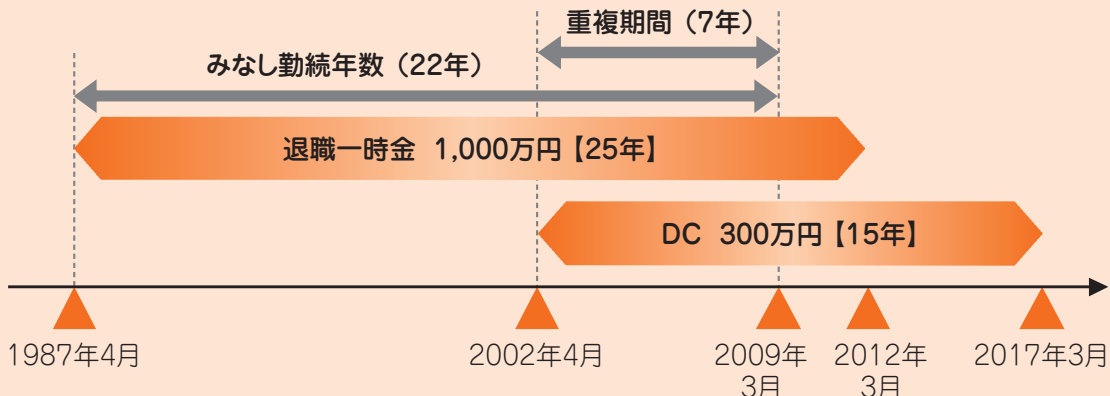
【A-1】退職一時金を受給する年の税額

- ・退職所得控除額（勤続 20 年）： 40 万 × 20 年 = 800 万円
- ・課税退職所得金額： (1,000 万円 - 800 万円) × 1/2 = 100 万円
- ・所得税（復興特別所得税含む）： 100 万円 × 5% × 1.021 = 51,050 円
- ・住民税： 100 万円 × 10% = 100,000 円

【A-2】DC の老齢一時金を受給する年の税額

- ・課税退職所得金額： {300 万円 - (600 万円^{*1} - 400 万円^{*2})} × 1/2 = 50 万円
※1：上記（ア）の金額 ※2：上記（イ）の金額
- ・所得税（復興特別所得税含む）： 50 万円 × 5% × 1.021 = 25,525 円
- ・住民税： 50 万円 × 10% = 50,000 円

【Q】1987年4月から25年間勤めた会社を2012年3月末に退職し、退職一時金1,000万円を受け取りました。また、2002年4月から15年間加入した個人型DCの老齢一時金300万円を2017年3月に受け取りました。この場合の税金はどのように計算するのでしょうか？



本事例も、DCの老齢一時金を受給する年の前年以前14年以内に退職一時金を受給していますが、勤続25年の退職所得控除額1,150万円に対し、退職一時金額が1,000万円となっており、退職所得控除額を使い残している事例です。この場合、先に受給した退職一時金額(1,000万円)について、図表6の算式により計算した期間 $((1,000万円 - 800万円) \div 70万円 + 20 = 22$ 年〔1年未満切捨て〕)を退職一時金の「みなし勤続年数」とし、退職一時金の支給対象期間の起点(1987年4月)からみなし勤続年数が経過する月(2009年3月)までを勤続年数の終点とみなします。そして、次の(ア)から(イ)を差し引いた金額が、DC受給時の退職所得控除額となります。

<図表6>みなし勤続年数の算式

| ①収入金額 | ②みなし勤続年数 |
|---------|---------------------------------|
| 800万円超 | $(① - 800)万円 \div 70万円 + 20(年)$ |
| 800万円以下 | $①万円 \div 40万円(年)$ |

(ア) DCの加入期間(15年)に応じた退職所得控除額(40万円×15年=600万円)
 (イ) 「DCの加入期間と重複しているみなし勤続年数」(7年)の退職所得控除額(40万円×7年=280万円)

[A-1] 退職一時金を受給する年の税額

- ・退職所得控除額(勤続25年): $800万円 + 70万円 \times (25年 - 20年) = 1,150万円$
- ・課税退職所得金額: $(1,000万円 - 1,150万円) \times 1/2 \div 0万円$ ※非課税

[A-2] DCの老齢一時金を受給する年の税額

- ・課税退職所得金額: $\{300万円 - (600万円^{*1} - 280万円^{*2})\} \times 1/2 \div 0万円$ ※非課税
 ※1: 上記(ア)の金額 ※2: 上記(イ)の金額

なお、DCの老齢一時金受給以前に退職一時金等を受給している場合は、前年以前14年に遡って退職所得控除を調整しますが、退職一時金の場合は前年以前4年にのみ遡って調整します。一般に、60歳までに受給する退職一時金に対し、DCは最大70歳まで受給開始年齢を選択できるためとされています。

4. 結びにかえて

現在の税制では、年金課税に比して退職所得課税(退職所得控除額)が相対的に手厚いことから、DCだけでなくDBにおいても一時金での受給が広く選好されています。また、退職所得控除は勤続年数が長いほど控除額が大きくなり、長期勤続を優遇するしくみであると言えます。

今回の法改正を機に、個人のライフプランにおける年金制度や税制への理解および関心が高まることとともに、退職金・企業年金制度と税制のあり方について一体で議論されることが期待されます。

【ご留意事項】

本稿は作成時点において信頼できるとされる各種データ等に基づいて作成されていますが、弊社はその正確性または完全性を保証するものではありません。また、個別の税務取扱等につきましては税務署・税理士等にご確認ください。

(年金業務部 高桑 良尚)

りそなコラム

確定給付企業年金における非継続基準の改正について

第79回のコラムのテーマは、「確定給付企業年金における非継続基準の改正」に関する、とある信託銀行の担当職員「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん: 2016(平成28)年4月8日付の確定給付企業年金法施行規則等の一部改正により、非継続基準抵触による特例掛金の拠出時期および算定方法が変更されましたが、2017(平成29)年3月末までを計算基準日とする財政検証では経過措置により改正前の方法も認められていました。しか

し、今年4月からその経過措置がなくなります。非継続基準の改正について改めて確認しておきたいのですが。

B課長：今年4月末基準の財政検証からは新しい基準を使用することになるから、お客さまからの質問にも答えられるよう、もう一度確認しておこう。まず、非継続基準とは？

Aさん：非継続基準とは、「継続基準」、「積立超過」の検証とともに決算時に行う財政検証の1つです。継続基準では今後も年金制度を継続することを前提に検証を行いますが、非継続基準では現時点で年金制度が終了することを想定して検証を行います。具体的には、決算基準日時点で制度を終了した場合に、既に発生しているとみなされる債務である最低積立基準額が確保できているかどうかを確認します。

B課長：具体的な検証内容については？

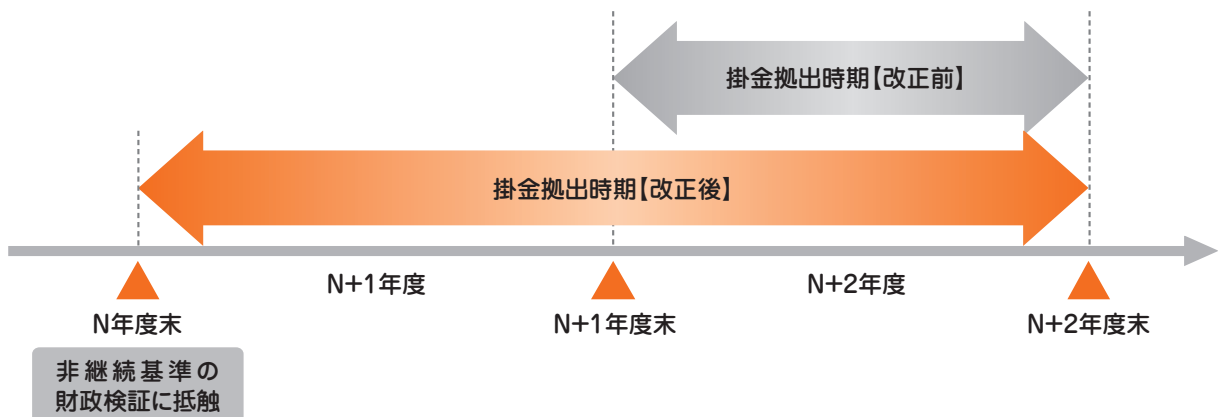
Aさん：最低積立基準額と積立金の額を比較して、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合は基準に抵触することになり、積立比率に応じて特例掛金を設定する方法か、積立比率の回復計画を作成して特例掛金を設定する方法か、いずれかの方法で特例掛金の設定を行います。

B課長：その通りだね。では、今回の改正による従来との変更点は？

Aさん：積立比率に応じて特例掛金を設定する方法について2つの変更点がありました。①**拋出時期の変更**と②**掛金の算定方法の変更**です。

① 拋出時期の変更（早期償却）

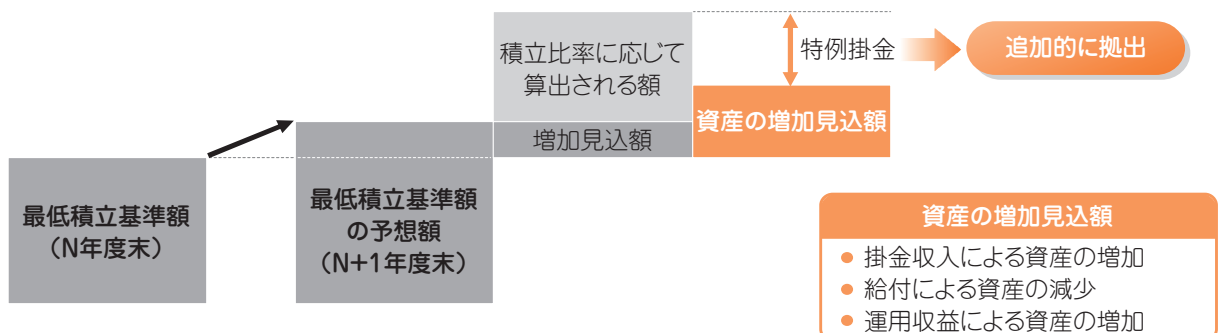
非継続基準に抵触した場合に拋出する掛金について、早期の財政健全化の観点から、積立不足となった事業年度の翌々事業年度から翌事業年度に拋出時期を早めることが可能となる（規約の定めが必要）。



② 掛金の算定方法の変更

非継続基準に抵触した場合、翌々事業年度に拋出する場合の掛金の額は、「翌々事業年度における最低積立基準額の増加見込額」に「積立比率に応じて規約に定める額」を合算した額が「翌々事業年度における資産の増加見込額」を上回る額とされている。

このうち、「翌々事業年度における資産の増加見込額」について、従来は「掛金収入による資産の増加」のみを見込むこととされていたが、改正後は、掛金収入に加えて「給付による資産の減少」や「運用収益による資産の増加」も含めてより精緻に見込むこととなる。



確定給付企業年金における非継続基準の改正について

- Aさん：しかし、この変更がどのような影響を及ぼすことになるのでしょうか。
- B課長：まず、①**拠出時期の変更**によって何が可能になるだろうか？
- Aさん：あらかじめ規約に定めることで、早期に特例掛金を拠出できるようになります。これにより、早期に積立不足の解消が見込めるので、受給権の保全につながると思います。
- B課長：では、それに対する注意点は？
- Aさん：すみません。思い浮かびません。
- B課長：非継続基準に抵触し、新基準に基づいて初めて特例掛金を拠出する際に拠出時期を規約に定める必要があるけれど、一度拠出時期を定めると合理的な理由がない限り変更ができないから、そこは押さえておいた方がいいね。
- Aさん：他にはありませんか？
- B課長：あと、たしかに早期に拠出できるようにはなるけれど、翌事業年度に拠出する場合、決算基準日から1年以内に拠出することになるから、スケジュールがタイトだという点には注意が必要だね。また、翌事業年度に拠出する場合、積立比率に応じて算出される額以上を特例掛金として必ず翌事業年度中に拠出しなければならない点も注意が必要だね。
- Aさん：②**掛金の算定方法の変更**によって、「翌事業年度における資産の増加見込額」を精緻に見込むことになりましたが、今後の制度運営にどのような影響を与えるのでしょうか。
- B課長：たしかにそこは難しいところだね。制度によって状況が異なるから一概には何とも言いえないところだけど、新たに考慮されるようになった「給付による資産の減少」と「運用収益による資産の増加」のどちらの影響が大きいかという点を考えればいいと思うよ。一般的には、どちらの影響の方が大きいだろうか？
- Aさん：やはり「給付による資産の減少」のほうが「運用収益による資産の増加」よりは大きいのではないのでしょうか。
- B課長：そうだね。基本的に年金制度は掛金と運用収益で給付原資を賄っているから、そうなることが多いと思われるね。
- Aさん：従来よりも精緻になったことにより、基準は厳しくなったということでしょうか。
- B課長：そういう見方もできるだろうね。あと、改正前は翌事業年度における最低積立基準額の増加見込額が負の値となった場合は零とするという取扱いがあったけど、その取扱いは廃止されたから、最低積立基準額が減少傾向にある場合は、減少した分だけ特例掛金の拠出が少なくて済むようになったね。
- Aさん：給付による資産の減少が多ければ最低積立基準額も減少するので、今回の改正による「給付による資産の減少」による影響がある程度相殺されますね。
- B課長：他にも非継続基準といえば、30年国債の利回り低下の影響で非継続利率が低下している点には注意が必要だね。非継続利率が低下すれば最低積立基準額は増加するからね。
- Aさん：2017年度から使用する利率は1.46%と、前年度の1.76%から更に低下しているので、今後もこの傾向が続けば、現時点では基準に抵触していなくても、利率の低下によって基準に抵触する可能性が高まるということですね。
- B課長：あと、積立比率に応じて特例掛金を拠出する場合、基準に抵触するごとに掛金を算定することになるから、安定的に掛金を拠出したいというニーズがあれば、非継続基準に抵触しないような積立金の水準を意識する必要があるね。
- Aさん：基準の変更だけでなく、他にも注意すべき点がありますね。従来よりも非継続基準の積立比率について注意したうえで、お客さまにご説明できるよう心掛けます。

(年金業務部 営業サポートグループ 金谷 祐希)

企業年金ノート No.588

2017(平成29)年4月 リそな銀行発行



信託ビジネス部 リそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3361 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

リそな銀行ホームページ：<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

リそな企業年金ネットワーク：<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）